平成 23 年５月 12 日

各　　位

会 社 名　　第 一 実 業 株 式 会 社
代表者名　　取 締 役 社 長　山 片 康 司
（コード番号　８０５９　東証第１部）
問合せ先　　ＩＲ・広報室長　田中誠一郎
（ＴＥＬ　　０３－５２１４－８６１１）

株式報酬型ストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 23 年３月９日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を平成 23 年６月 23 日開催予定の当社第 88 期定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議しておりますが、平成 23 年５月 12 日開催の取締役会において取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることについて承認を求める議案を、平成 23 年６月 23 日開催予定の当社第 88 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．株式報酬型ストックオプションの付与

役員退職慰労金制度の廃止にあわせ、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値への貢献意欲を一層高めること等を目的として、当社の取締役および執行役員に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とするストックオプションを付与いたします。

取締役に対するストックオプションについては、平成 23 年６月 23 日開催予定の当社第 88 期定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の議案を付議いたします。当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は別紙のとおりです。

なお、本総会終結の時以降、上記新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対しても割り当てることを予定しております。

以　上

（別　紙）

当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

①新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

ア．新株予約権の総数

100 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。

イ．新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 1,000 株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない付与株式数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

ウ．新株予約権の行使により交付を受けることができる株式の数の上限

当社普通株式 100,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に、上記ア．の新株予約権の上限数を乗じた数を新株予約権の目的である株式の数の上限とする。

②新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権１個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割り当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として決定される額とする。なお、新株予約権の交付を受けた各取締役は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとする。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

④新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日より 30 年以内で当社取締役会が定める期間とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記④の期間内において、原則として、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。